

2025年10月16日

青森県選挙管理委員会 御中

青森県政を考える会

共同代表 内田弘志

共同代表 鳴海清彦

共同代表 仁平 將

選挙公報の継続公開を求める要望書

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当会は、参議院選挙をはじめとする選挙の公正性と透明性に深い関心を抱いております。

1. 要望の趣旨

去る7月に実施された参議院選挙において、青森県選挙管理委員会は地方区候補者の選挙公報を発行されました。しかし、選挙終了後、当該公報は県選挙管理委員会のホームページから削除されました。

選挙公報には、候補者が有権者に対して示した政策・公約が明記されています。それは、当選後に有権者がその実現状況を検証し、次の選挙における判断材料とする上で不可欠な情報です。にもかかわらず、選挙終了後に選挙公報を削除する現行の運用は、県民の知る権利と民主主義の根幹である説明責任を損なうものと言わざるを得ません。

2. 法制度と運用に関する考え方

総務省は従来、選挙公報のウェブ掲載について「投票日までとするのが適当」との見解を示していると承知しています。しかし、これは法的義務ではなく、あくまで運用上の指針に過ぎません。

公職選挙法は選挙公報の発行を義務づけておりますが(第167条)、その保存や公開期間については明確な規定がなく、各選挙管理委員会の判断に委ねられているのが現状です。したがって、選挙後も引き続き公開することを妨げる法的根拠は存在しません。

また、他の自治体では選挙公報を過去分も含めてウェブ上で公開している例もあり、技術的にも制度的にも実施は十分に可能です。(公開例:岩手県、福島県、長野県、東京都、埼玉県、大阪府、富山県、愛媛県、香川県など)

仮に古い公報と新しい公報が混同される懸念があるなら、公開ページに「過去の選挙公報」であることを明示するなど、適切な注記や区分を行うことで十分に対応できると考えます。

3. 要望事項

以上を踏まえ、貴委員会に対し、以下を要望いたします。

- (1) 発行済みの選挙公報について、選挙終了後も削除せず、少なくとも次の選挙が実施されるまで県のホームページで継続的に公開すること。
- (2) 公開期間や運用基準を明文化するとともに、古い公報との混同や誤用を防止するため「過去の選挙公報」であることを明示するなど、適切な注記・区分を施し、県民が安心して参照できる体制を整備すること。

4. 結語

選挙公報の継続公開は、候補者の公約の実現状況を県民が検証するための前提条件であり、民主主義を健全に機能させるために不可欠です。

選挙管理委員会は公正中立な機関として、情報を可能な限り開かれた形で提供し、県民の信頼に応える責務があります。

貴委員会におかれましては、本要望の趣旨をご理解いただき、改善に向けてご検討下さいようお願い申し上げます。

尚、対応の可否について、1か月程度を目途にご回答いただければ幸いです。

敬 具

問合せ先： 弘前市安原 3-3-11 竹浪気付 青森県政を考える会 事務局長 竹浪純

TEL 070-6952-2614